



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本における母子世帯の就業支援と生活保障：無職期間を中心に
Author(s)	張, 思銘
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 129, 51-66
Issue Date	2017-12-22
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.129.51
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68098
Type	departmental bulletin paper
File Information	040-1882-1669-129.pdf



日本における母子世帯の就業支援と生活保障

－無職期間を中心に

張 思 銘*

【要旨】 本稿の目的は、母子世帯になって10年以上経過する母子世帯の母親たちを対象に、彼女たちの無職期間中の求職、家計の維持、子育てを明らかにした上で、現在の公的な就業支援と生活保障⁽¹⁾との関わり方について検討することである。本稿では以下の点が指摘できる。第一に、母親たちは無職期間中に公的な所得保障の利用率が高い一方、子育て支援と就業支援の利用率が極めて低い。第二に、母親は無職期間に親から経済的援助と子育て支援を受けることによって、いち早く就業によって自立できる。第三に、公的な支援策との関わりが弱い原因の一つは、母子世帯への生活保障が不十分で就業支援が使いにくいことと、もう一つは制度の情報が届いていないからである。

【キーワード】 母子世帯、生活保障、就業支援、無職期間

1. 問題の所在と研究目的

(1) 問題の所在

1990年代から先進諸国では、ワークフェアという就労と福祉を統合して、就労を福祉の条件にしている福祉国家の変化が進行している。日本も21世紀に入ると、福祉領域において就労を福祉受給の条件とする動向が見られる。その動向を背景として、2002年以降日本の母子世帯⁽²⁾はワークフェアのターゲットになったと考えられる。具体的に、2002年の母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正に伴い、母子世帯への支援政策は、「経済的支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」を目標とする総合的支援へ、政策の方針が変更してきた。就業・自立に向けた総合的な支援は「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」の「4本の柱」という四つの部分により形成する。政策目標は母子世帯の母親たちをより高い収入をもたらす仕事につけることを通して自立させ、母子世帯の貧困・低所得の問題を解消することである。

しかし、総合的な自立支援策を実施した後に、統計データから見れば上記の政策の目標は実現できたと言い難い。上記の政策実施された約10年後である平成23（2011）年度の全国母子世帯調査結果によると、母子世帯の平均年間収入は223万円で、世帯収入は291万円で、5年前の統計より78万円増加したが、子育て世帯の平均年収の712万と比較して、かなりの格差がある。もう一つのデータは、同じく政策実施した約10年後、2014年OECDのFamily Databaseに存在している諸国において、日本の母子世帯の母親は就労率が85.9%であり、ひとり親世帯の就業率が最も高い国でありながら、ひとり親世帯の相対的貧困率の中でも最も高いのである。つま

* 北海道大学大学院教育学院博士後期課程
DOI: 10.14943/b.edu.129.51

り、日本の母子世帯の母親は、ワーキングプア状態に陥っている。従って、いくら母親を就労させても、母子世帯を貧困から抜け出すことができない。上記の統計データは、母子世帯への自立支援政策の目標である、母子世帯の母親たちを自立させること、貧困・低所得状態から抜け出すことが実現できず、母子世帯の貧困化が依然として厳しいものであることを示している。

母子世帯への総合的な自立支援策が有効ではない原因は何だろうか。本稿は、母親個人の政策との関わりという視点からその原因を考察する。具体的に、母親にとって最も自立支援策が必要な無職期間に注目し、その期間中の母親は求職、家計の維持、子育てという生活の場面において、本人と自立支援策はどのように関わっているのかを考察する。

(2) 研究目的

以上の問題意識に基づき、本稿は母子世帯になってから10年以上経過した「過去」の母子世帯の母親（以下「母親」と称する）を対象に、彼女たち無職期間の求職、家計の維持、子育てをまとめる。その上で、現在の母子世帯の母親向けの生活保障と就業支援策との関わり方について、検討することが目的である。

2. 先行研究

総合的な自立支援策は、なぜ母子世帯を自立させ、貧困問題から抜け出させることが出来ないのだろう。まず、先行研究の検討から、その原因の一つとして、母子世帯の母親は学歴階層や就労年数などのファクターによって労働市場において不利が抱えており、いくら就業させても自立できるまでのお金が稼げないことが指摘できる。その背景について、藤原（2011）、神原（2010）は、非正規雇用の低賃金と労働市場におけるジェンダー構造が最大の原因であると指摘している。

女性は経済的に男性に扶養され、家庭内のケア労働を担当しており、男性が外で働くという性別役割分業は今でも女性の就労に強く影響している。女性の年齢階級別就労率から見れば、現在も「M字カーブ」を描いている。更に、最新のデータによると、日本の女性の就労率は49.2%であり、そのうち56.7%と、過半数を占める女性が非正規雇用である（内閣府男女共同参画局2015）。女性の労働力化は、女性を低賃金の非正規雇用者として労働市場に投入したことを意味している。女性はそのような社会構造において、男性の扶養外になって自らの労働で生存できない状況がますます厳しくなった（藤原2011）。

母子世帯の母親は女性の就労市場における不利を抱えながら、稼ぎ手と子どものケアを両方担当せざるを得ないため、給料が高く時間的に制限がある正規雇用に従事できず、時間的に自由な非正規雇用を自ら選んでいる。周（2010）、永瀬（2003）、高田（2010）、濱本（2005）、村上（2009）は母子世帯の母親が正規雇用につく規定要因について、量的調査を通して分析した。子育てがいったん落ち着くまでに、多くの母親は非正規雇用を望んでいることを指摘している。このような背景で、就労させることは母親の貧困低所得の解決策として有効ではないことはすでに指摘されている。しかし、母子世帯の母親は労働市場における不利を抱える一方で、政策側は母子世帯の母親の就業によって母子世帯の貧困・低所得問題を解決させようとしてき

た（藤原2010）。

そして、もう一つの原因は、総合的な自立支援策において、子育てや所得保障などの生活支援が不十分で、就業と生活の両立が困難である母親にとっては、高い給料の仕事に就業できないことである。現在日本の母子世帯への就業支援は職業能力開発・就職相談・雇用奨励金などの支援メニューを用意し、職業能力をアップさせることや、母子世帯と求人する側をマッチングさせることを通して母子世帯の母親を就労させることを目指している。しかし、実際に職業能力開発をしている時、求職している時に母子世帯の母親たちは子育てを同時にやらないといけないため、就業支援制度を使える時間が限られている。従って、家計や子どものケアの場面において、母親たちが安心できる状態で、職業能力訓練を受けているならば、母子世帯の母親にとっては「有効な」支援策かもしれない（永瀬2003）。就労させることを目指して、母子世帯の母親の職業能力をアップさせながら、ほかの生活支援を充実すべきである（湯澤2005）。

丹波（2010）は、「母子家庭等就業・自立支援センター」の利用者に対する追跡調査を通して、就業支援を受けた多くの母子世帯の母親は依然として低賃金・不安定雇用の環境に置かれており、そして、児童扶養手当が減額される可能性があるため、生活に不安感が与えたことを指摘している。更に藤原（2005）は、児童扶養手当は減額ではなく、むしろ増額すべきであることを指摘している。その理由としては、一つの世帯において「稼ぎ手」である男性がいない場合は、国家がその代理として所得保障を行い、母子生活を支えるべきからである。

要するに、先行研究を通して、2002年変更以降の母子世帯への総合的な自立支援策がなぜ有効ではないかについて、以下の二つの原因が見られる。一つは、自立支援策においての就業支援が母親たちの抱える労働市場における不利を解消できないこと、もう一つは、自立支援策の中の生活支援策が実際に母親の生活ニーズを満たせないことである。

しかし、先行研究は理論研究、量的調査を用いての研究が多く行っているが、母親の生活状況を通して、政策と本人の関わりの視点から、政策の有効性を分析する質的研究の蓄積が少ない。従って、本稿は「過去」の母親に対するインタビュー調査を通して、母親たちの無職の期間中の生活の対応状況を、家計の支えの仕方、求職しながらの子育て、就職に至るプロセスの三つの視点からまとめる。その上で、自立支援策の就業支援策と生活支援策が最も必要とされるはずである無職期間中における政策と母親の生活との関わり方をまとめる。

具体的に、就業支援策は母親本人の求職において、所得保障は家計の支えの仕方において、子育て支援は求職しながらの子育てにおいて、どのように母親本人の生活と関わっているのかを分析する。更に、本人の生活と政策の関わり方をまとめることを通して、総合的な自立支援策は無職期間中に有効であるか、なぜ有効ではないのかを考察する。

3. 調査概要と調査対象者

(1) 調査概要

本稿に用いる調査の実施概要については、以下のとおりである。

- ・実施時期：2016年9月1日～30日
- ・調査方法：1時間から1時間30分程度の半構造化インタビュー調査

・調査対象者：X市に住んでいる、いったん子育てが終わって一人で子どもを育てながら、仕事をしていた経験のある母子世帯の母親11人。子どもたちは高校以上で、母親自身の年齢は45歳以上である。11人の対象者のうち、10人が団体Aに所属する会員である。1人が団体Bの会員である。しかし、後者の母子世帯歴は短く、本稿の分析枠組み外となるので、この方のデータは本稿で取扱わない。更に、当時の調査協力者は10人であったが、その中の4人は無職期間がなく、分析の枠組み外になったため本稿で取り扱わない。その故に、本稿は6人の調査協力者のデータを持って分析する。

・倫理的配慮：調査する時に調査の目的・方法・公表の方法などは説明文書を持って説明した上で、インタビュー調査を行った。本調査の実施及びそれに関する研究分析について、北海道大学大学院教育学研究院研究倫理委員会の審査を受け、承認を得た。また、倫理的配慮及び人権・個人情報の保護については北海道大学大学院教育学研究院の研究倫理規定を遵守し、必要な対策と措置を講じた。

(2) 調査対象者

1) 基本属性

表1 調査対象者のプロフィール

	年齢	母子歴 ⁽³⁾ (年間)	理由	学歴	健康	家族構成 (調査当時)	住い	雇用 形態	子ども 年齢 (母子世帯になる時), 職種, 健康, 学歴
A	50	15	離婚	高卒	良好	1人家族 ・本人	市営 住宅	正社員	①24(9) 正社員, 専門学校卒, 良好 ②21(6) 正社員, 短大卒, 良好
B	54	17	離婚	高卒	良好	2人家族 ・本人 ・子ども1人	市営 住宅	パート	①26(9) 正社員, 大卒, 良好
C	45	13	離婚	高卒	良好	3人家族 ・本人 ・子ども2人	賃貸 住宅	正社員	①16(3) 高校生, 良好 ②14(1) 中学生, 軽度障害
D	55	11	死別	短大卒	普通	1人家族 ・本人	持ち家	正社員	①25(4) 正社員, 大卒, 良好
E	53	17	離婚	専門学校卒	良好	2人家族 ・本人 ・子ども1人	賃貸 住宅	正社員	①30(13) 無職, 高卒, 良好 ②28(11) 正社員, 大学中退, 良好 ③26(9) 正社員, 専門学校中退, 良
F	52	22	離婚	高卒	良好	4人家族 ・本人 ・本人の両親 ・子ども1人	持ち家	正社員	①23(1) 正社員, 大卒, 良好

表1は調査協力者のプロフィールである。全てのデータは調査時点(2016年9月)での状態

を示している。表1によると、調査協力者の母親たちは全員の年齢が45歳以上で、40歳代が1人、50歳代が5人である。母子歴（母子世帯になってからの年数）は最短11年間であり、最長37年間である。母子世帯になった理由は死別が1人、離別が5人。学歴については、高卒が4人、短大卒が1人、専門学校卒が1人である。健康状態は全員良好・普通である。住まいは、市営住宅に住んでいるのが2人、賃貸住宅が2人、持ち家に住んでいるのが2人である。Dの持ち家は自力で購入したものであり、Fは親と同居し、持ち家の名義を親が持っている。そして、調査時点では全員就職し、その中の5人が正社員として働き、1人がパートの仕事をしている。

子どもについては、CとE以外が健康な社会人である。Cの子どもたちはまだ在学生であり、更に第二子が軽度の障害があり、通学しているが、放課後にほかの人から面倒を見てもらう必要がある。Eの第一子は調査時点で無職であり、Eと同居し、社会保険料がEを支払っている。

2) 調査対象者の無職になる経緯

無職になったタイミング（親子の年齢）と無職期間の長さについては、以下の表2を持って説明する。

表2 無職回数、無職になった年齢と年、無職の長さ

	無職回数	無職になった年齢 (子どもの年齢)	無職になった年	離婚した年	無職期間の長さ
A	1	35 (9, 6)	2001年	2001年	6 ヶ月
B	1	42 (14)	2004年	1999年	3 ヶ月
C	1	33 (4, 2)	2004年	2003年	1 ヶ月
D	1	35 (4)	1995年	1995年	5 ヶ月
E	2	一回目28 (5, 3, 1) 二回目44 (31, 19, 17) ⁽⁴⁾	一回目: 1991年 二回目: 2007年	1991年	一回目: 2 ヶ月 二回目: 1 年間
F	1	29 (0)	1993年	1993年	6 ヶ月

A, B, C, D, Fは一回しか無職になっていなかった。その中で、A, D, Fは離婚の時に無職状態である。三人共に、婚姻時に専業主婦であり、AとDは婚姻時に働かなかった、Fは婚姻時にパート職をしていたが、離婚時に子どもを産んだばかりであったため、パート職を辞めていた。Cは離婚してから1年後、Bは5年後に無職になった。無職の回数は一回が5人であり、Eが二回である。Eは一回目の時に、離婚と同時に無職になったが、二回目は離婚してから16年後に「会社都合」のため失業した。

無職になった年齢については、26歳～29歳が2人、30歳～39歳が3人、40歳～49歳が2人（E2を含む）である。今回の調査において無職年齢は20歳代後半と30歳代に集中している。そして、子どもの年齢については、母親が無職になった時、末子が就学前で子どもの面倒を見る必要がある母親は5人であり、就学して子育てが落ち着いた母親は2人である。大多数の調査対象者は無職期間中に子育てしながら仕事を探していた。無職期間の長さは全員一年間以内であり、その中で半年以内が5人である。そして無職期間の見通しについて、全員が無職期間を短ければ短いほど良いと望み、早く自分の収入で生活を支えたかった。

3) 調査対象者と団体Aの関わり

今回の調査対象者たちは団体Aの会員であり、普段お互いに子育てのことを助け合ったり、母子家庭に関する情報を共有したりしている。

そして、団体Aは会員に対して定期的に研修大会や福祉大会を行い、母子家庭向けの福祉制度の情報や各状況でどう対応するのかについて研修している。従って、今回の調査対象者は母子世帯向けの制度や相談員のことをよく知っているという特徴を持っている。

4. 分析

(1) 分析枠組み

2002年に母子世帯への福祉政策の方針が変更された後、ひとり親に対する自立支援策の体系は以下の表3のようなっている。それぞれの制度に複数の支援事業があり、一覧にしてたくさんの制度メニューを用意している。そして、2003年10月にX市はX市母子家庭等就業支援センター事業を団体Aに委託し、四つの支援策をそれぞれ実施し始めた。従って、分析対象者の全員政策にアクセスできるはずであった。

表3 ひとり親世帯に対する自立支援策の体系

子育て・生活支援	母子自立支援員による相談支援 ヘルパー派遣等による子育て 保育所の優先入所 学習ボランティア派遣等による子どもへの支援 母子生活支援施設の機能拡充
就業支援	母子自立支援プログラム 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給など
養育費確保支援	養育費相談支援センター事業の推進 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
経済的支援	児童扶養手当の支給 母子寡婦福祉資金の貸付

本稿は総合的な自立支援策の中心となる「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」という四つの部分を実際の母親の無職期間生活と照らし合わせて、政策と個人の関わりを分析する。具体的には、「養育費の確保策」「経済的支援策」は家計の支えの仕方において、「子育て・生活支援策」は求職しながらの子育ての様子において、「就業支援策」は就業に至るプロセスにおいてどのように個人と関わっているのかを考察する。従って、無職期間中の母親の生活を家計の支え方、求職しながらの子育ての様子、就業に至るプロセスという三つの視点からまとめている。

まずは、分析対象者の全員無職になったタイミングと総合的な自立支援策が導入された2002

年を照らし合わせてグループ分けを行う。2002年以降無職グループの母親はB（2004年）、C（2004年）、E2（2007年）である。2002年以前の無職グループの母親はA（2001年）、D（1995年）、E1（1991年）、F（1993年）である。そして、就業方法、子育て、家計の維持の仕方という順に沿って、両グループの無職期間中の生活をまとめる。そして、両グループの無職期間中の生活を比較し、その差異について考察する。その上で、自立支援策は無職期間中にいかに母親たちの生活と関わっているのかを分析する。

(2) 求職

母親たちはそれぞれどのようなプロセスを通して就業に至ったかをまとめた上で、就業支援はいかに機能したのかを考察する。まず、無職期間中の就業方法は以下の表4でまとめている。

1) 求職方法

表4 2002年前後無職者の就業方法

		求職方法						
		無職になった時の母子世帯歴	無職になった時の年齢（子どもの年齢）	無職の長さ	自ら新聞雑誌で見つけた	友人紹介	就業支援	母子世帯への就業支援
2002年前無職	A	離婚後すぐ	35（9，6）	6ヵ月		○		
	D	死別後すぐ	35（4）	5ヵ月		○		
	E1	離婚後すぐ	28（5，3，1）	2ヵ月			○	
	F	離婚後すぐ	29（0）	6ヵ月	○			
2002年後無職	B	離婚5年後	42（14）	3ヵ月		○		
	C	離婚半年後	33（4，2）	1ヵ月	○			
	E2	離婚16年後	44（33，19，17）	一年間	○		○	

まず、2002年以前に無職になったグループの母親はA、D、E1、Fの就業方法についてまとめる。AとDが友人の紹介で、E1がハローワークを通して、Fが自ら新聞雑誌で見つけた。主に、求職方法は自分の力や人脈という私的な資源を利用した方法である。

Aは結婚している時に働かず、離婚直後の半年間は無職であった。無職の間で子どもの面倒を見ながら、友達に頼んで子育てと仕事が両立できる仕事を紹介してもらった。Dは同じく結婚している時に働かず、夫が年末に亡くなってからの約5か月間は夫の死後の整理をし、無職状態であった。その後、友人の紹介で友人の会社で働くことになった。E1は結婚している時にもパート職として働いていた。離婚後、転職したいため、ハローワークを利用して2ヵ月で新しいパート職に就けた。Fは結婚している時にパート職として働いたが、離婚時に子どもを産んだばかりであったため、パート職を辞めていた。自ら新聞雑誌で求人情報を探して、仕事を見つけた。

調査を行ったX市は、2003年10月に就業支援事業を開始した。従って、2002年以降無職になったB（2004）、C（2004）、E2（2007）は政策にアクセスできるはずであった。しかし、2002年以降無職になったグループのB、C、E2の就業方法は、前述のグループの母親たちと比較して

大きな違いが見られない。主に私的な資源を通して就業できていた。Bが友人の紹介で、CとE2が自ら新聞雑誌で見つけた。

Bは離婚した時に仕事があり、離婚5年後に子どもの進学のため仕事をやめてX市に来た。X市に来たばかりの3ヵ月は無職であり、友人の紹介で仕事につけた。自分で仕事を見つけたりしていたが、40歳を超えていたため、年齢制限の原因で仕事をなかなか見つけられず、友人に頼んでいた。Cは離婚した時に仕事があったが、自ら転職をしたいため、その仕事を辞めて、1ヵ月後求人雑誌を通して仕事を見つけた。E2は離婚16年後、会社の都合で仕事を失った。失業保険を三カ月延長したいため、ハローワークの紹介で簿記の講習会に参加したが、40歳を超えていて、年齢制限のため、なかなか資格を行かず仕事を見つけれなかった。最後に、求人雑誌でコンビニの求人を見つけ、パート職に就けた。

従って、2002年以降母子世帯への就業支援を出していたにもかかわらず、就業できた方法は全員が友人の紹介、あるいは自ら新聞雑誌という私的な資源の利用である。もともと、就業支援は無職期間中に一番重要であると考えられているが、就業支援を利用して、職業能力開発された母親も、給料の高い仕事に就けた母親もいなかった。それ故に、就業支援は無職中の母親にとっては、十分に役に立たなかったといえるだろう。

2) 総合的な自立支援策との関わり

2002年後無職になったグループの母親とその前無職になったグループの母親を比較して、就業方法については大きな違いがなかった。全員、友人の紹介や新聞雑誌での自己開拓という私的な就業資源を利用した。公的な就業支援を利用したことがあるのはE1とE2である。しかし、使用したのはハローワークであり、母子世帯への就業支援を利用したことがなかった。要するに、母子世帯への就業支援は大きく母親の就業方法に影響がなく、求職中の母親に役に立たなかったと言えるだろう。

全員無職期間中に母子世帯への就業支援を利用したことがなかった原因は二つあると考えられる。その一つは制度についての認知度が低いことに見られる。

C：（無職中求職していた時に）公的な相談員やセンターの存在が知らなかった。

X市で展開した母子世帯への就業支援はいくつかの事業があり、公的な相談員と就業支援センターはその中にある。必要な制度が必要のある母親に届いていないと言えるだろう。

そして、全員就業支援制度を利用しなかったもう一つの理由は母子世帯の母親が仕事を探している時に直面する課題を就業政策では解決できないことに見られる。それは、社会的偏見、年齢制限などがある。

C：行政ができるというより、企業内での母子世帯の母親に対する偏見について困っている。男が子育てのために休暇、参観日を取ったら、皆からこの男の人のことが凄いと思われる。しかし、母子世帯の母親は休暇を取ったら、仕事をさぼっていると思わせて、頼ましい人ではないと評価しやすい。女性と男性と平等に見てくれればありがたい。

E2：簿記の資格があっても、仕事一つも見つけられなかったよ。40歳を過ぎだから、見つからないと気づいた。年齢制限のためだね。

C, E2が述べたように、母子世帯の母親は職業能力不足、年齢制限、社会の偏見などの課題に直面している。母親たちが就業する時に直面する問題と現在の日本の母子世帯への就業支援と一致せず、就業支援で母親たちの就業をよくするのも難しいと考えられる。従って、就業支援は直接母親たちに就業能力の向上を促す一方で、それに加えて直接仕事に結びつける支援策があれば、より効果的であると考えられる。

(3) 無職期間中の家計

この節では、母親たちの収入がなかった無職期間において、生活を維持するための家計収入をいかに確保したのかについて詳細にまとめる。

1) 家計の維持の仕方

家計の収入は主に自分の貯蓄、親からの経済的援助、元夫からの養育費、公的な所得保障がある。以下の表5は各母親の無職期間中の家計収入の内わけである。

表5 無職期間中の家計収入の内わけ

					私的な金銭的援助			公的な経済的支援			
		無職長さ	無職になった時の母子歴	無職期間住い	親と同居	本人貯蓄	親からの援助 ⁽⁵⁾	養育費	経済的支援	母子世帯への経済的支援	養育費 確報支援
前	A	6ヵ月	離婚後すぐ	市営住宅		○		○		児童扶養手当	
	D	5ヵ月	死別後すぐ	持ち家		○			遺族年金		
	E1	2ヵ月	離婚後すぐ	持ち家	○		○			児童扶養手当	
	F	6ヵ月	離婚後すぐ	持ち家	○		○			児童扶養手当	
後	B	3ヵ月	離婚5年後	賃貸住宅		○				児童扶養手当	
	C	1ヵ月	離婚半年後	持ち家	○		○			児童扶養手当	
	E2	一年間	離婚16年後	賃貸住宅		○			失業保険※	児童扶養手当	

※E2の児童扶養手当、失業保険の受給期間が半年である。

2002年以前無職になったグループの中で、Aは離婚した当時に無職だった。無職であった半年間は、離婚する前のバイトで貯まった貯蓄、元夫のからの養育費、児童扶養手当で家計をやり繰りした。そして、市営住宅に住んでいるため、家計支出が少ない。Dは死別によって母子世帯になり、5ヵ月程の無職期間中は夫婦二人の貯蓄があり、遺族年金をもらい始めた。そし

て、持ち家に住んでいるため、家計支出も少ない。E1は離婚後すぐの2ヵ月間無職状態であった。離婚後すぐに実家に戻り、親と同居し、家計は親の経済援助と児童扶養手当でやり繰りした。Fも離婚後すぐに実家に戻り、親の経済援助と児童扶養手当で生活した。

2002年以降に無職になったグループの母親の中で、Bは離婚後すぐには仕事があったが、子どもの進学のためX市に来て、最初の3ヵ月無職であった。本人の貯蓄と児童扶養手当は家計の収入源であった。Cは離婚してすぐに実家に戻り、その時には仕事があったが、離婚半年後自ら転職をしたため、仕事を辞め、1ヵ月間の無職期間を経験した。無職期間中は実家にいたため、親からの経済援助と児童扶養手当で生活した。E2は離婚して16年後、会社の都合で仕事を失った。失業保険を半年間もらい、残りの半年間は自分の今までの稼働による貯蓄を全部取り崩し、生活した。

2) 総合的な自立支援策との関わり

2002年以降無職グループの母親とそれ以前の無職グループの母親と比較して、家計の維持の仕方について、大きな違いが見られなかった。無職期間中の収入は全員私的な面での自分の貯蓄や親の経済援助と、公的な面での所得保障を合わせて収入源になっている。無職期間中に、自分の貯蓄や親の援助だけで無職期間を乗り越えた母親はおらず、政府からの公的な所得保障を受けている。Dは遺族年金、A・C・B・E1・E2・Fは児童扶養手当を受給し、両グループの人たちは公的な経済的支援を受けていた。従って、2002年の政策方針の変更があるかどうかに関わらず、公的な経済的支援が無職期間の家計に重要な役割を果たしている。

2002年以降の政策は児童扶養手当の減額を求めているが、実際に政策変更前からも児童扶養手当の重要性、増額の希望などについては調査対象者がよく述べている。

A: 母親がちょっと働いたら、すぐに減額されている。学校に行くことはお金がかかるし、貯金したくても貯金できない。結局、収入が増えない感じなので、もうちょっと段階を緩くして、働いている人のために増やしてほしい。

E2: 児童扶養手当について正直に切らないでほしい。頑張って働いていただから、その分だけ貯金させてよ。仕事頑張れば減らされるというのは、ちょっと厳しいと思う。(無職中に) 子どもの進学時に、自分の貯金がなくなり、結構厳しかった。

そして、2002年の政策方針の変更に伴い、児童扶養手当の受給は離婚5年後以降減額されるようになった。この変化は、無職期間の母親に、更に不安感をもたらした。

B: 児童扶養手当は結構大事だよ。5年目になると、もらえるのは少なくなる今の制度は、ちょっと。正直、基準を上がってほしいよ、子どもが18歳までちゃんともらえたい。

更に、2002年以降の総合的な自立支援策においては子どもの父親からの養育費の確保策を規定されたが、養育費は必ず支払われるようにはならなかった。養育費が支払われたのは2002年以前の無職グループに所属するAだけである。養育費の支払いについては、法律上の強化を求める母親がいた。

F：税金で児童扶養手当をもらうぐらいのより、父親からとる方が先じゃないかと思うよね。今の法律的にはまだ緩すぎるだから、税金を払わないような罰則付きで、収入によって支払う額を決めて、義務化させ、銀行と連携して、必ず払うように法律してもらったらいいと思う。

要するに、児童扶養手当は無職中の母親にとって重要な役割を果たしている。2002年以降、政府は児童扶養手当の五年間制限を実施し、減額を求めているが、実際に母子世帯の母親は児童扶養手当の増額と収入等による支給条件の緩和を求めている。従って、2002年制策方針が変更された以降、児童扶養手当の減額は母子世帯の母親の無職生活に負担感をかけてしまった。更に、2002年以降養育費確保支援を規定したが、実際に利用した母親はいなく、養育費をもらっていた母親もごく稀である。

(4) 求職しながらの子育て

無職期間中に求職しながらの子育ての様子は、私的な場面で親からの子育て援助と公的な子育て・生活支援策の利用についてまとめる。

1) 無職期間の子育て

表 6 自力での子育ての内容

		無職になった年齢 (子どもの年齢)	無職期間の長さ	親からの子育て援助	子育て・生活支援※
前	A	35 (9, 6)	6 ヶ月		
	D	35 (4)	5 ヶ月		
	E1	28 (5, 3, 1)	2 ヶ月	○	
	F	29 (0)	6 ヶ月	○	
後	B	42 (14)	3 ヶ月		
	C	33 (4, 2)	1 ヶ月	○	
	E2	44 (31, 19, 17)	一年間		

※「子育て・生活支援策」は総合的な自立支援策の中の子育て・生活支援策のことを指し、保育園と幼稚園の場合を含んでいない。

2002年以前無職のグループについて、Aは離婚と同時に無職になった。離婚当時は35歳であり、9歳と6歳の子どもを抱えている。下の子どもは離婚の半年後に小学校に進学し、子どもが進学する前は仕事をしていなかった。その半年間は、子どもが小さかったため、無職期間中に子育てを主にやりながら、仕事を探し始めた。そして、子どもの都合でダブルワークを選んだ。子どもは低学年だったため、無職期間中は求職より子どもの面倒を見ることに集中した。Dは死別と同時に無職になった。当時は35歳で、子どもが4歳の幼稚園児であった。夫が年末に亡くなり、翌年の4月に働きに行くまでの約5か月間で、夫の死後の整理をするため、無職だった。無職期間中に、主に子どもの世話をし、そして、幼稚園では子育てしにくいいため、仕事を開始する前に保育園に転園させた。つまり、子育てのことを安定させるまでに、Dは働き

に行かなかった。E1とFは離婚後すぐに実家に戻り、子育てと家事のことを親に任せて、母親は無職期間中に親と一緒に住んでいるため、親から家事育児、家計の支えの援助を受けている。子育ての援助を受けていない母親、いわゆる、自力で子育てした母親と比較して、家事育児や家計の維持などを親に任せて離婚後すぐに求職活動が開始し、求職活動に集中できる。

そして、2002年後無職グループの子育ての様子については、Bは子どもの進学と同時に、X市に移住した最初の三ヶ月は無職だった。当時は離婚の五年後で、母親本人は42歳であり、子どもが14歳の時だった。Bの無職期間中には自力で子育てしたが、子どもが大きくなっていたため、子育ては特に心配がなかった。しかし、早く収入を得り、経済的に子どもの成長に追いつきたいという気持ちが強かった。E2は離婚してから16年後、本人が44歳で、末子が17歳の時に無職になった。末子が間もなく18歳になるため、子どもの面倒は心配しなかった。しかし、E2は子どもが大きくなっていたため、公的な所得保障が受給できなくなった一方、就業収入もなく、経済的に非常に厳しかったため、子どもが専門学校を中退しており、経済的な面で十分な子育てができなかった。

2) 総合的な自立支援策との関わり

両グループの間は無職期間中の子育ての様子に大きな違いがなかった。2002年以降無職になったのはB、C、E2であり、BとE2が自力で、Cが親からの子育て援助で子育てをして、政府の自立支援策の子育て・生活支援を利用していなかった。利用しなかった理由について、Bは以下のように述べた。

B：母子世帯のための支援や事業があるのはちゃんと伝えてほしいですね。具体的に宣伝してもらえれば、先輩たちが教える前に知っているわけだよね。

Bは離婚している時に、市役所で改名の手続きと児童扶養手当、医療費助成の説明を受けるが、ほかの子育ての支援制度や就業支援制度については知らないまま母子世帯になった。今回の調査対象者が全員団体Aに所属しているから、制度とつながれる一方、一般の母親が制度から漏れる可能性があるだろう。

そして、無職期間中に、親の援助があるかどうかによって、子育ての様子が違ってくる。自力で子育てした母親は、子育てと仕事の両立について工夫していた。AとDのデータから見られるように、無職中の母親たちは子どもの就学前には子どもの面倒を見ることに集中していた。子どもが小学校進学するか保育園に入ることで、子どもの面倒を手放してから仕事を始めた。従って、子どもの就学前は仕事と子育ての両立が厳しかった。無職は母親たちが仕事を見つけられず、やむを得ず陥っている状態ではなく、むしろ彼女たちが仕事と子育ての両立ができないため、自ら望んでいた状態である。BとE2は子どもが大きくなっていたため、子どもの面倒を見るのがいったん落ち着いた。しかし、子どもの成長につれて、子育ての費用が高くなり、経済的な面が重要になってくる。無職によって、経済的な面で子育てに不利が出てくる。

その一方で、親から子育ての援助があるC、E1、Fはそれぞれ子育て援助について本人の語りは以下である。

C：親と住んでいるので、子どもの面倒は、家事も楽と言えば楽でした。

E1：親がすぐそばにいますので、仕事を探すには、特に難しいところを感じていなかった。

F：（離婚）当時は無職な状態だけど、両親が傍に居て、ご飯も作ってくれるし、家賃の心配もなく、（求職の試験の）勉強に集中できた。

母親は無職期間中に親と一緒に住んでいるため、親から家事育児、家計の援助を受けている。子育ての援助を受けていない母親、いわゆる、自力で子育てした母親と比較して、家事育児や家計の維持などを親に任せて離婚後すぐに求職活動が開始し、求職活動に集中できるため、無職期間の長さが短くなり、本人の語りで「楽」「心配がなく」「難しいところがない」などの表現がある。従って、親の子育て援助を受けている母親は仕事と子育ての両立が安易にできるという特徴を持っている。

5. まとめと今後の課題

本稿は母子世帯の母親の無職期間中の生活を、無職期間中の求職、家計の維持、子育てという三つの視点から明らかにした。表7は今回調査対象者のそれぞれ無職期間中生活の対応状況についてまとめている表である。

表7 無職期間中の生活

		求職			家計				子育て	
		自力	友人紹介	就業支援	自分の貯蓄	養育費	親の金銭的援助	所得保障	親の援助	子育て・生活支援策
2002年前 無職 グループ	A	○	○		○	○		○		
	D		○		○			○		
	E1		○				○	○	○	
	F	○					○	○	○	
2002年後 無職 グループ	B		○		○			○		
	C	○				○		○	○	
	E2	○		○	○			○		

その結果としては、以下のことが分かった。

まずは、2002年後無職になったグループの母親と2002年前無職になったグループの母親を比較して、無職期間の求職、家計の維持、子育ての三つの生活場面において、大きな違いがなかった。政策方針が変わることによって、変更後の総合的な自立支援策はほとんど、無職期間中の母親の役に立たなかったと言えるだろう。

そして、無職になった時期が2002年以降か以前かに関わらず、公的な支援策の中では、経済的支援の児童扶養手当が一番よく利用される制度であり、無職中の母親にとって重要な役割を果たしている。一方で、2002年の政策方針変更以降、児童扶養手当の五年間制限を実施した。

五年後に児童扶養手当が減額される可能性に対して、母親たちは不安感を感じた。更に、2002年以降に養育費確保支援が実施したが、実際に利用した母親はいなく、養育費をもらっていた母親もごく稀である。

経済的支援が母親に利用されていた一方で、就業支援策、子育て・生活支援策は利用率が低かった。2002年以降、母親の求職方法が就業支援策の影響を受けず、主に自己開拓か私的な資源を利用して求職した。その原因は、母子世帯の母親が求職している時の、制度の認知度が低いからである。そして、母親たちが求職する時に直面する問題と現在の日本の母子世帯への就業支援とが一致せず、就業支援によって母親たちの求職難を改善することは難しいと考えられる。従って、就業支援は直接母親たちに就業能力の向上を目指す一方、それと同時に直接仕事に結びつける支援策があればより効果的であると考えられる。そして、母親たちは無職期間中に子育て支援制度も利用していない。自力や親の援助で子育てをしていて、政府からの子育て支援メニューに関する情報さえは母親たちに届いていなかった。更に、無職期間中、自力で子育てした母親は親から子育ての援助を受けている母親と比較して、仕事と子育ての両立が難しく、無職期間が長いという特徴がある。

本稿では、「過去の母親」の事例から、母親たちが無職期間中に生活と求職に直面する問題と公的な就業支援と生活保障との関わり方を明らかにし、現在の母子福祉領域においては、総合的な自立支援政策の特徴と問題点について検討した。結果としては、母子世帯の母親は公的な生活保障と就業支援との関りが弱いということが分かった。その原因は第一に、生活保障が足りないため、就業支援を上手に使えないこと、第二に政策の情報が必要な人に届いていないことであると考えられる。母子世帯への就業支援は職業能力を向上させることによって、母親をより高い給料の仕事に就業させることを通して、母子世帯を貧困・低所得状態から抜け出させることを目指している。しかし、実際に職業能力を向上させる過程において、一人で子育てと就労を両方担当しなければいけない母親がどれほど生活を維持できるのかに対して政策的配慮は十分ではない。公的な所得保障と公的な子育て支援といった生活支援がまだ母親たちのニーズを満たしていないため、母親たちは就業支援策も心の余裕が持って利用できないと考えられる。そして、2002年政策方針変更後の無職になった母親たちには、公的な就業支援と子育て支援に関する情報さえ知られていない。従って、政策に関する情報と届ける仕組みを整えるべきである。

本研究の特徴は、調査対象者全員が団体Aの会員であるため、制度の認知度が一般の母親より高いと予想されることである。にもかかわらず、制度との関わりが弱いことが本研究の分析を通して分かった。そして、今後は団体Aの会員ではなく、一般の母子世帯の母親たちを対象にして、より検討する必要がある。彼女たちの自立支援策との関わり方について明らかにし、そこにある問題点を考察し、より有効性がある母子世帯への支援策を検討する課題が残っていると考えられる。

注

- 1 本稿では、「就業支援」とは2002年以降の母子世帯への総合的な自立支援策の中の「就業支援」を指し、「生活支援」とはその中の「子育て・生活支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」のことを指す。以下の「所得保障」はその中の「経済的支援策」「養育費の確保策」のことを指す。
- 2 「母子世帯」の定義は、総務省「国勢調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」でそれぞれ定義されている。その中の「全国母子世帯等調査」で、母と子以外の世帯員のいる世帯を母子世帯として統計しているため、本稿でこの定義に従い、母子世帯は「父のいない児童（20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」と定義して論じる。
- 3 「母子歴」は母子世帯になってからの年数を指し、以下のデータは母子世帯になってからの年数を示している。
- 4 Eは2回無職の時期がある。以下、一回目の無職をE1、二回目の無職がE2とする。E1、E2以下の分析では、それぞれ一つのケースとして扱う。
- 5 本稿では、公的な支援は「支援」と示す。親・兄弟・元夫からの支援は「援助」と表示する。

引用文献

- 藤原千沙（2005）「福祉と女性労働供給の関係史—母の就業と母子福祉」佐口和郎・中川清編集『福祉社会の歴史：伝統と変容』ミネルヴァ書房
- 藤原千沙（2010）「ひとり親世帯をめぐる社会階層とジェンダー」木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編集 講座 現代の社会政策4『社会政策のなかのジェンダー』明石書店
- 藤原千沙・山田和代（2011）「いま、なぜ女性と労働か」藤原千沙・山田和代編集『労働再審3 女性と労働』大月書店
- 濱本知寿香（2005）「母子世帯の生活状況とその施策」『季刊社会保障研究』41(2), pp.96-110, 2005
- 神原文子（2010）「ひとり親家族の自立支援と女性の雇用問題」『子づれシングル—ひとり親家族の自立と社会的支援』明石書店
- 内閣府男女共同参画社会局（2015）『男女共同参画白書 平成27年版』
- 永瀬伸子（2003）「母子世帯の母のキャリア形成、その可能性：『就業構造基本調査平成9年』を中心に」『母子世帯の母への就業支援に関する研究』労働研究機構調査研究報告書156, pp.212-289.
- 周燕飛（2010）「母子世帯の母親における正社員就業の条件」『季刊・社会保障研究』48(3)
- 高田しのぶ（2010）「母子家庭の母の就業を決める要因」『日本経済研究』63, 2010.7
- 丹波史紀（2010）「シングルマザーへの就労支援の有効性に関する実証的研究—母子家庭等就業・自立支援センター利用者の追跡調査を通して」『行政社会論集』23(1), pp.55-97, 2010
- 村上あかね（2009）「離婚によって女性の生活はどう変化するか」『季刊家計経済研究』(84), pp.36-45, 2009
- 湯澤直美（2005）「ひとり親家族政策とワークフェア—日本における制度改革の特徴と課題」『社会政策学会誌』(13) 2005.3.31, pp.92-109

Employment Support and Life Security of Japanese Single Mothers during Unemployment

ZHANG Siming

Key Words

Single Mothers, Life Security, Employment Support, Period of Unemployment

Abstract

The purpose of this paper is to study how Japanese single mothers maintain households, raise children, and find jobs while they are unemployed, and examine whether income security and employment support are beneficial to them during this period. By focusing my study on Japanese single mothers who have been single parenting for over ten years, I intend to provide the following points: first, sufficient income security and child care support are crucial for single mothers during unemployment, which enable them to find jobs in a relatively shorter time and become self-reliant. Second, compared to child care support and employment support, public income security is of a higher utilization rate. Third, Japanese single mothers' weak involvement with the policy is due to insufficient life security and employment support, and the lack of awareness of the policy.